

新築住宅の建設または購入をご検討のみなさまへ

## 都市再生特別措置法に規定する公表の措置を受けている場合、 【フラット35】の金利引下げ制度をご利用いただけません。

2024年10月以後の設計検査申請分<sup>※1</sup>から、新築住宅の建築に際し、**都市再生特別措置法第88条第5項に規定する公表の措置**を受けている場合、**【フラット35】の金利引下げ制度<sup>※2</sup>**をご利用いただけません。

※1 設計検査を省略することのできる設計住宅性能評価の申請または長期優良住宅に係る長期使用構造等である旨の確認の申請についても2024年10月以後の申請分から適用となります。

※2 **【フラット35】S**、**【フラット35】維持保全身型** および **【フラット35】子育てプラス** を指します。  
なお、**【フラット35】S** および **【フラット35】維持保全身型** については、2024年9月以前の設計検査申請分であっても、上記公表の措置を受けている場合はご利用いただけません。

注1) 上記公表の措置を受けている場合であっても**【フラット35】**はご利用いただけます。

注2) 土砂災害特別警戒区域や災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域または地すべり防止区域と重複する区域に限る。）で新築住宅を建設または購入する場合においても、**【フラット35】**の金利引下げ制度をご利用いただけません。

### ■公表の措置の対象となる建築行為の概要

本公表の措置の対象となる建築行為は、都市再生特別措置法第88条第1項の規定による届出（建築行為に限ります。）をした者が、同条第3項に規定する市町村長の勧告を受け、これに従わなかったことにより、同条第5項に規定する公表の措置を受けた行為です。本措置の確認方法は裏面をご覧ください。

#### ○都市再生特別措置法第88条第1項における届出の対象

【対象区域】立地適正化計画の区域のうち居住誘導区域外の区域

【届出先】市町村長

【対象行為】次表のとおり

開発行為	建築行為
<ul style="list-style-type: none"><li>・3戸以上の住宅建築が目的の開発行為</li><li>・1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・3戸以上の住宅の新築</li><li>・建築物を改築し、または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする行為</li></ul>

#### ○都市再生特別措置法第88条第5項における公表の措置の対象

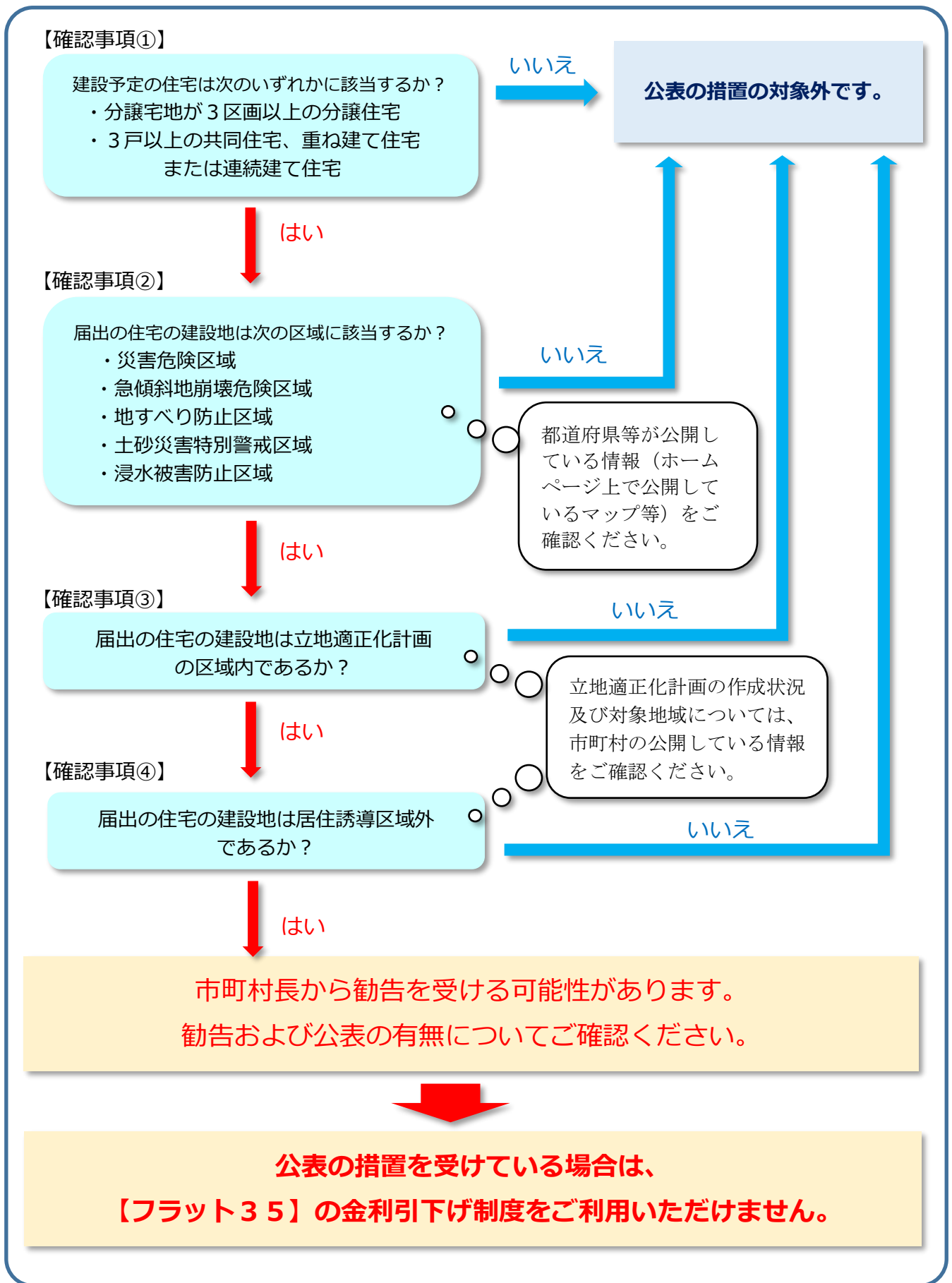
【対象区域】上記の届出の対象区域のうち、次のいずれかに該当する区域

- ①災害危険区域
- ②急傾斜地崩壊危険区域
- ③地すべり防止区域
- ④土砂災害特別警戒区域
- ⑤浸水被害防止区域

【公表されるケース】

市町村長が、届出に係る行為について居住誘導区域内における住宅等の立地の誘導を図る上で支障があると認め、届出をした者に対して必要な勧告を行った場合において、勧告を受けた者がこれに従わず、市町村長が公表を行う判断をした場合

## <参考> 公表の措置の判断フロー図



住まいのしあわせを、ともにつくる。  
**住宅金融支援機構**

フラット35について、詳しい手続等は  
フラット35サイトをご覧ください。  
[www.flat35.com](http://www.flat35.com)

お客さまコールセンター

0120-0860-35

通話  
無料

土日も営業しています（祝日、年末年始を除く。）。  
営業時間 9:00 ~ 17:00

国際電話などで利用できない場合は、048-615-0420 におかけください（通話料金がかかります。）。